

常設展示第3ゾーン 美との対話

亀山城主石川家家臣山田家の甲冑かっちゅう

平成二十四年五月二十六日（土）～九月九日（日）

亀山市歴史博物館

はじめに

本年五月、江戸時代に亀山城主石川家の家臣であった山田家で伝えられて来た甲冑と武具の備えの一部、また具足下着や陣羽織や古銭など合わせて一二五点が歴史博物館に寄託されました。

山田家に伝えられた甲冑は、眉庇や吹き返し・面頬・威に朱塗や緋糸を使っています。また頭巾のような形の兜や胴の横矧板や小札、佩楯その他は、鉄錆色にするなど、全体の印象として赤っぽいイメージ色を基調にした点に特徴があります。

城主石川家の場合、家臣全体の統一イメージ色はみられず、それぞれの家が受け継いでいるイメージ色が引き継がれているか、あるいは家というよりも個人の好みとみることもできます。

このように、家の伝統あるいは個人の好みによって表現されている山田家の甲冑は、ほとんど現存していない石川家家臣の甲冑としても稀少なものです。

今回、このゾーンでは、御寄託いただきました山田家伝存資料群の中から、山田家の甲冑と、それと同時に伝えられて来ました武具の備えの一部、具足下着や陣羽織などを紹介しています。

最後になりましたが、この度御寄託いただきました山田家の皆様に対し厚く御礼申し上げます。

山田家系図抄

山田源右衛門

先祖生国備前苅郡宇喜多家、父田村源右衛門

山田源右衛門

仕忠総公、寛永十七虎間、承応三新知七拾石、同三加
三拾石、寛永十町奉行、同十二卒 五十八

源右衛門

寛文四虎間、同十二家督百石、延宝二作事奉行、天和元
加五拾石、元禄五五廿五卒、四十九
助右衛門 義孝公、御部屋仕勤、立退

石川与

市之進 石川内膳正様内 雨森五右衛門妹妻

源右衛門

寛延元六拾二歳
元禄五家督百石【于時御歳】、宝永元元服、家中、享保二鉄炮
預り、同十三山奉行、元文四町奉行、後加五拾石大目付・徒
頭兼、延享四病氣故御免、家中、宝曆五卒

女子 西村孫右衛門室

改源右衛門 柔順寺娘妻

友右衛門

享保五虎間、後大小姓三人、拾貳石、宝曆三新知八拾石、
宝曆五家督百五拾石、家中、同八作事奉行、同十二
四月町奉行、明和二御免、家中、

一 備前岡山家中
大脇九郎太夫室

女子三人 二 山本三郎右衛門室

三 初仕
顯妙院様後地所江

八十之進 大脇九郎太夫室

喜三治 中山八右衛門末期養子

太平新作 早世

女子

左侍治 改友右衛門

実塚本与右衛門二男、宝曆虎間二人

山田家のプロフィール

山田家は、江戸時代までは、備前国岡山（岡山市）で代々田村姓を名乗り、大名宇喜多家に仕えていました。関ヶ原合戦の後（慶長五年）、伊勢国山田に移り山田姓に改めています。

その後の経緯は詳らかではありませんが、源右衛門を名乗った秀旻が、初めて近江国膳所城（滋賀県大津市）の城主であった石川忠総に仕えました。これ以後、山田家は、石川家の家臣として、家禄百五十石（石川家では家老加藤家の六百石が最も高い家禄）で、普請奉行・作事奉行・町奉行・寺社奉行・大目付役などを勤めています。

また明治時代までは源一郎を名乗る一人の他は、みな源右衛門を名乗っています。

1. 采配

采配とは指揮をとるための道具です。この采配の房は、紙で作られ、柄の金具には唐草などが彫られています。

（亀山市歴史博物館寄託山田家資料）



2. 腰当こしあて

(亀山市歴史博物館寄託山田家資料)

腰当こしあてとは甲冑かっちゅうを着用ちやくようしたときに刀かたなや脇指わきざしなどを太刀たちのように刃はを下したにして腰こしに佩はくときに使うつか道具どうぐで、腰こし当あてに刀かたなを通とおして腰こしに結びむすつける帯おびがついています。
山田家やまだけの腰当こしあては帯おびは藍染あいぞめの麻あさで、刀かたなを通とおす部分ぶぶんは、茶色ちやいろの革かわに猩々しょうじょう緋ひ(あざやかな赤あかの羅紗らしゃ)つかが使つかわ
れています。
猩々しょうじょう緋ひを用もちいているのは、赤系統あかけいとうの甲冑かっちゅうや陣羽織じんばおり
に合あわせているとみられます。



3. 金「山」文字透かし前立

(亀山市歴史博物館寄託山田家資料)

兜かぶとの前に飾り付けまえだてるものを前立まへだてといいます。山田家やまだけは二枚にまいの前立まえだてが伝わつたっていますが、いずれも金色きんいろに「山」やま文字もじを透すかしているので、ストレートに「山田」やまだの「山」やまとわかる明快めいかいなデザインです。



4. 指物飾りの部品(飾り・竿頭)

(亀山市歴史博物館寄託山田家資料)

指物さしものというのは、戦場せんじょうで周辺しゅうへんで混戦こんせんしている武士ぶしに、自分じぶんがだれで、どこの大名だいみょうの所属しよぞくかなどがわかるようにするため、甲冑かちゅうの背中せなかに指す道具どうぐです。

石川家いしかわけの一部いちぶの家臣かしんについては、指物図さしものずが現存げんぞんしています(出品番号5)。

これによれば、指物さしものは、主君しゅくんである石川家いしかわけの家紋かもん「蛇じゃの目め」を据すえた旗はたに個性こせい豊ゆたかか飾りかざりが付つけられていたり、蛇じゃの目紋めもんの旗はたはなく、飾りかざりのみというように、特に統一とういつはされていません。

飾りかざりは同じ家いへであっても親子おやこで異なるデザインデザインだったり家代々いえだいでいのデザインデザインであったりというように、家いえによっても異なることります。

山田家やまだけの場合ばあい、飾りかざり全体ぜんたいの姿すがたは伝わつたっていませんが、蓮弁れんべんに模もしたものに「南無妙法蓮華經」なむみょうほうれんげきょうと墨書すみがきした二枚にまいの飾りかざりが伝わつたっています。家いえの宗旨しゅうじである日蓮宗にちれんしゅう



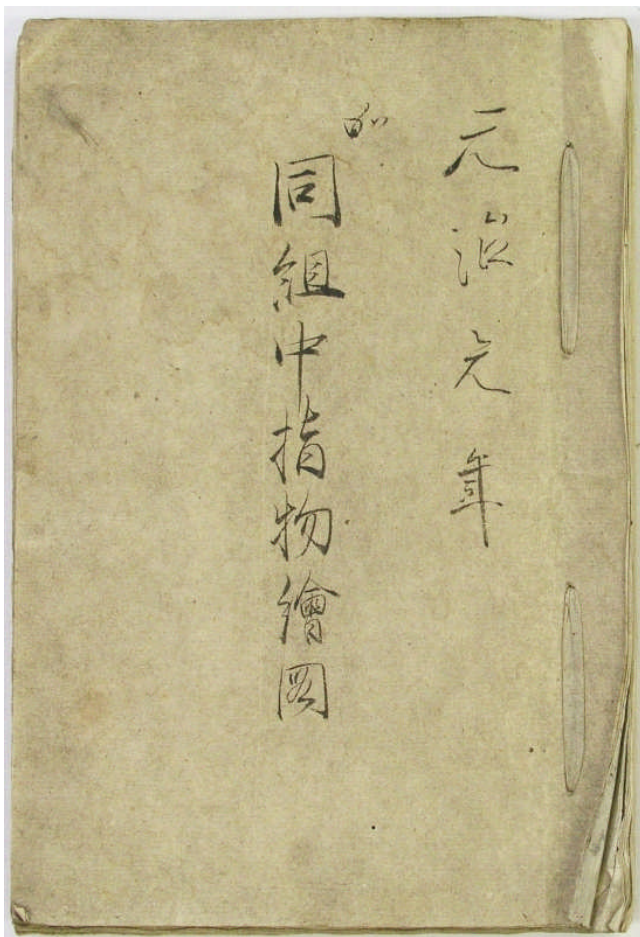
の題目だいもくを飾りかぎとして表あらわしていたようです。
 竿頭さおがしらには、穴あながたくさん開ひらいています。これは飾りかぎ
 を差し込さむためのものです。穴あなの数かずから、相当数そうとうすうの飾りかぎ
 が立たっていたことが想像そうぞうできます。



5. (参考史料) 石川家家臣の指物図 さしものず

(亀山市歴史博物館寄託加藤家文書三三一―一―二)

表紙には「元和元年 (一八六四) 加藤組を表す」
 同組中指物絵図 どうくみちゆうさしものえず
 とあります。これは、石川家家老加藤家の組に所属して いしかわけかろうかとうけくみしよぞく
 いた家臣の指物図です。 かしんさしものず
さおがしら 竿頭に飾りが差し込まれているようすがわかります。
さきこ

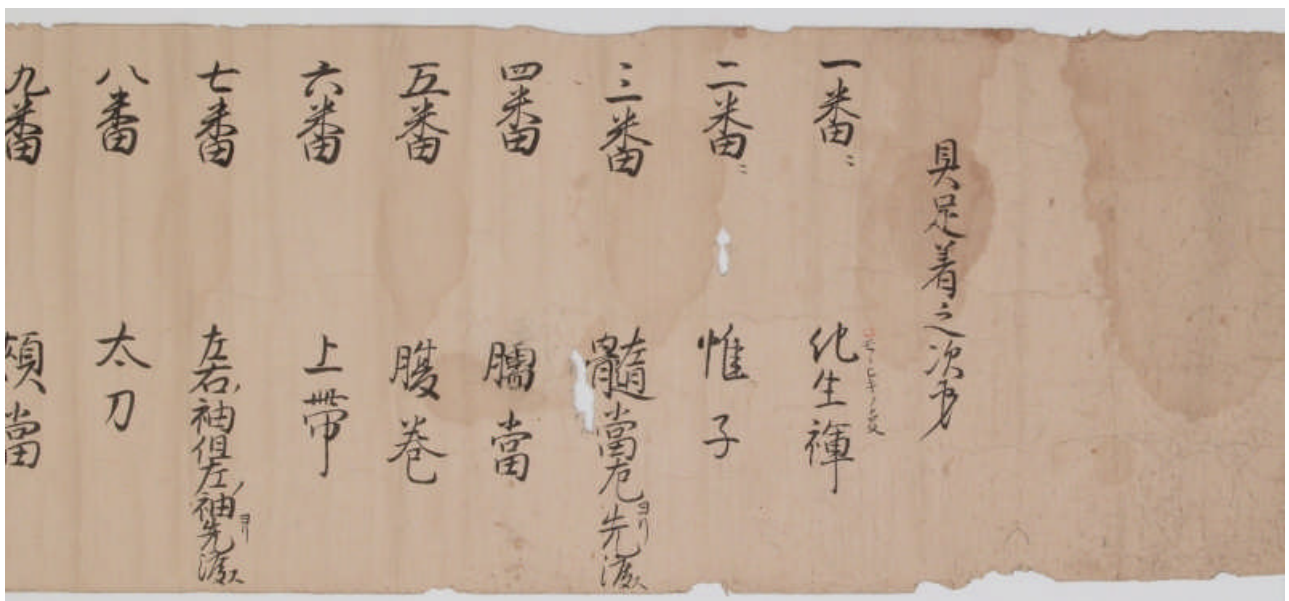


6. 鎧よろいや兜かぶとなど武具ぶぐひとそろいの着用順ちやくようじゆんを記した
 「具足着之次第」

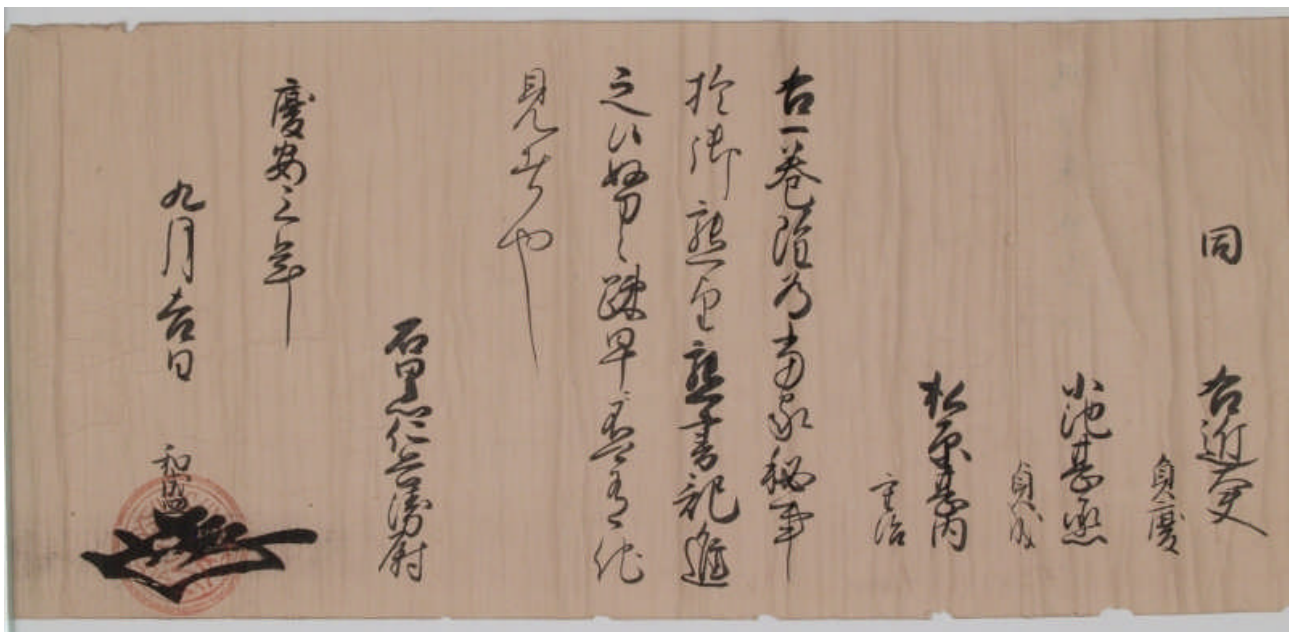
(亀山市歴史博物館山田家寄託資料)

武士ぶしが戦時せんじに防護服ぼうごふくとして着用ちやくようする鎧よろいと兜かぶとは甲冑かっちゆうともいいます。甲冑かっちゆうを着用ちやくようしたときには、自分の所屬しよぞくや個性こせいを表す飾旗かざりばた(指物さしもの)や刀かたななどの武器ぶきも身につけます。これらひとそろいの道具どうぐは具足ぐそくといいます。

この巻物まきものは小笠原流おがさわらりゆうの流儀りゆうぎによる具足祝儀ぐそくしゆぎを表したもので、一番いちばんから十一番じゅういちばんまでの順じゆんで具足ぐそくを着用ちやくようすることが、後半部分こうはんぶぶんには、具足祝ぐそくじゆいの供物そなえものや手順てじゆんが記されています。



※写真は、続きを表すため行が重複しています。



具足着之次第

- 一番二 ○モ、ヒキノ事 化生禪
 - 二番二 帷子
 - 三番 髓当左ヨリ先渡ス
 - 四番 臍当
 - 五番 腹卷
 - 六番 上帶
 - 七番 左右ノ袖、但左ノ袖ヨリ先渡ス、
 - 八番 太刀
 - 九番 頬当
 - 十番 甲
 - 十一番 指物
- 一右、如此後見之人持テ出、東向ニ
 鎧を置ヘシ、
 一さし物も次之間にて指様ニ
 竿ニ付、持テ出、是役人右之
 手ニ持テ居ヘシ、

一 具足之親も東向ニ居へし、

一 具足着之仁、南ニ向キ有之時ニ、

具足之親持テ出、次第く

着せ可申候、

一 具足着せ済テ、床木机ヲ直させ、

南ニ向、床木腰を掛させへし、

腰可懸前ニ、左之手ニ張弓を

弓枝ニつき、左之足ニて、拍子○エイ、ト上ベシ

三踏テ床木ニ腰をかけへし、

此時も出陣之引渡シニて

三献をすゝめへし、則

甲冑を脱テ、如常坐すへし、

一手掛出ス組様之事、三方ニ

紙一重敷テ、打炮・田作と置

へし、

一 引渡シ兩人へすえへし、但、組様ハ

○出陣九七五 帰陣七五三
九五二共、又八七五三共吉

一 三方ニ三盃居出す也、

一 酒呑様、具足之親三献呑テ、

具足着候人へ指ス、二献目に

具足之親の方ヨリ、引出物可

有、又具足着之仁ヨリ親へ指

時、引出物同前也、

一式三献ニ出シ候物ハ○ニ手カケ、引渡シ次ニ

打之、次ニわたハリ也、其次ニ又

○雑煮可出手カケ、吸物雑煮等ハ
三献之外也、

吸物出シテ○吉、

一 主人などへは、右之ことく

召させ申て、三献之酒出陣之

肴也、ぬかせ申てハ、帰陣之肴

サカナ

組也、条々口伝有也、

小笠原大膳太夫

長時

同 右近大夫 貞慶

小池甚丞 貞成

松原甚内 重治

右一卷、雖為当家秘事

於御懇望、懇書記進

之候、努々疎早不可有他

見者也、

石黒仁兵衛尉

慶安三年

九月吉日 和盛 (花押) (朱印)

発給者 花王部分





7. 胸取毛引威横矧板二枚胴具足

(亀山市歴史博物館山田家寄託資料)

これは山田家に伝わる当世具足（江戸時代の具足スタイルの総称）です。兜は、全体に鉄錆色に塗り（鉄錆地塗り）、頭巾を模した形（頭巾形）に金色の鉢巻きを据え、眉庇と面頬は朱塗としています。また胴や肩、佩楯などの小札や横矧板なども鉄錆地塗に統一され、小札をつなぐ威しは緋糸で綴られています。

したがって、全体として赤色と茶色系統でトータルコーディネートされた具足という印象を漂わせています。特に山田家にみる赤系統は、この甲冑のほかにも陣羽織や腰当にも使用されていることから、これを着用した人物の「山田家のイメージカラー」はこれです！という主張が伺えます。

8. 朱塗皺革覆の鎧櫃

(亀山市歴史博物館山田家寄託資料)

この鎧櫃は皺革に朱塗をし、山田家の家紋である丸に並矢を金泥で据えています。

しかし、よく観察すると、この加工をほどこす以前の家紋の跡が伺えます。

これからすると以前は、黒皺革に家紋を据えていたのではないかとみられることから、現状の加工は、この鎧櫃に納める胸取毛引威横矧板二枚胴具足(出品番号7)に合わせた色合いなのかもしれません。

そうみていくと、赤色や茶色系統のイメージカラーは、山田家の色というよりも、この具足を着用した山田家の個人によるイメージ色とみることができま



9. 白麻地文様入具足下着

(亀山市歴史博物館山田家寄託資料)



具足下着とは、鎧の下に着用する着物です。

10. 縹麻地文様型染具足下着

(亀山市歴史博物館山田家寄託資料)



こちらも具足下着です。

11. 丸に山文字 猩々 緋陣羽織

(亀山市歴史博物館山田家寄託資料)

鮮やかな赤色の羅紗で仕立てた猩々緋陣羽織です。この色は腰当と共通しています。

背中には、山田家の「山」文字が据えられています。これも、これを着用した人物による山田家のイメージカラーを表すものの一つです。





12 丸に並矢紋胸当

(亀山市歴史博物館山田家寄託資料)

胸当は、胸の合わせ目に火花が入らないように防御するものです。では何の火花が入ってくるのかといえば、鉄砲の火花や火事の消火活動での火の粉です。

山田家の場合、いずれの現場でも同じものを着用していたのかどうか定かではありませんが、この一枚のみが伝わっています。